3）本工事は、品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

4）本工事は、技術資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えるものとする。

5）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

6）本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

7）本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。

8）本工事は、標準歩掛のない歩掛を見積りに必要な図面等に関する質問書の回答期限までに競争参加資格の有る者に対して入札説明書等ダウンロードシステムにより配布を行う。

9）本工事は、鋼橋上部工の桁端部塗装における腐食（さび）、はがれについて長期保証する試行工事である。

10）本工事は、発注者が週休２日（４週８休以上）に取り組むことを指定する週休２日試行工事（発注者指定方式）である。なお、発注者が積極的に支援を行い、週休２日（４週８休以上）の達成を目指す「重点モデル工事」である。また、４週６休以上の現場閉所を実施した場合は、週休２日履行証明書の交付を行う。

11）本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴ技術の全面的活用を図るため、ＣＩＭ（Construction Information Modeling/Management）を導入し、関係者間協議や情報共有、施工計画の検討、安全性に関わる検討、出来形管理等の施工管理のいずれかについてＣＩＭモデルを活用するＣＩＭ活用工事とすることができる工事である。

12）本工事は、土木工事標準積算基準書に定める局特別調査（臨時調査）結果に基づく材料単価の提示を行う試行工事である。

13）本工事は日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて間接費の補正を行う試行工事である。

14）本工事は、契約数量の一部分を直接工事費に対する率計上により積算する事により、見積り価格の算出に係る当初契約時の時間短縮及び簡素化を目指す試行工事である。

15）本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後に発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

2　競争参加資格

次の⑴から⑾までの要件を全て満たす者（単体企業）又は⑴から⑾までの要件を全て満たす者により構成される特定建設共同企業体（「競争参加者の資格に関する公示」（令和元年８月19日付け四国地方整備局長）に示すところにより、四国地方整備局長から「令和元－３年度　越知道路新横倉橋上部工事」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　四国地方整備局における平成31・32年度一般競争参加資格のうち、「鋼橋上部工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成16年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下、「同種工事」という。）における製作及び架設の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、参加希望者が共同企業体である場合にあっては全ての構成員が、平成16年度以降に元請けとして同種工事における製作及び架設の施工実績を有していること。

・下記の㋐から㋓の要件をいずれも満たす施工実績を有すること。

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＢ活荷重）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁型式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。ただし、鋼床版鈑桁橋、並びに単純鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

㋒　最大支間長が55m以上であること。

㋓　架設工法が下記の工法以外の工法であること。

・トラッククレーン工法

・トラッククレーンステージング工法
（クローラクレーン含む）

ただし、上記㋐から㋓は同一工事であること。

また、製作と架設は同一工事に限らないが、別工事の場合は製作については上記ア）からウ）、架設については上記㋐から㋓を満たすこと。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　提出する技術提案が適正であること。

⑹　次に掲げる１）から５）の基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。なお、専任期間に本工事の準備期間を含まない事ができる。

また、元請け自らが工場製作を実施する場合においては、工場製作のみで現場が稼働していない期間（以下、「専任を要しない期間」という。）に配置する配置予定技術者については、１）から５）の基準を満たす必要は無く、専任を要しない期間と専任期間の配置予定技術者は、同一の者でなくても構わない。準備期間を含まない専任期間としては、令和２年５月中旬から令和２年６月中旬まで及び令和２年12月中旬から令和４年２月中旬までを予定している。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成16年度以降に元請けとして、同種工事（上記⑷に掲げる工事）における架設の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。ただし、参加希望者が経常建設共同企業体である場合にあっては構成員のうち１社の配置予定技術者が、特定建設共同企業体である場合にあっては代表構成員の配置予定技術者が、平成16年度以降に元請けとして同種工事（上記⑷に掲げる工事）における架設の経験を有していること。

なお、当該経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、施工経験として求める上記期間中に、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による産前産後の休業、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する育児休業及び同条第２号に規定す